

傍 聴 要 領

岡山県備北保健所運営協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは退場していただくことがあります。

3 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害する恐れがあると協議会の会長が認めた場合

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。ただし、あらかじめ協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと。

5 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。